明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○裁判所法の一部を改正する法律（二三）　三
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（二四）　一〇
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（二五）　一五

〔府令・省令〕
○大規模災害からの復興に関する法律第十二条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産・国土交通一）　一五
〔復興庁令・省令〕
○東日本大震災復興特別区域法第四十八条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令の一部を改正する命令（復興庁・農林水産・国土交通一）　一五

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部を改正する省令（法務二一）　一五
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件（法務二二二）　一七
○著作権に関する講習会の件（文化庁三七）　一八
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（国土交通三六九）　一九

〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　二四
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　二五

裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任、企業年金基金設立・解散・清算人就任関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効取消し、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判所法の一部を改正する法律（法律第二三号）（法務省）

1　司法修習生に対し国が修習給付金を支給する制度の創設等

(一)　司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給することとした。（第六七条の二第一項関係）

(二)　修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とすることとした。（第六七条の二第二項関係）

(三)　基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であって、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とすることとした。（第六七条の二第三項関係）

(四)　住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とすることとした。（第六七条の二第四項関係）

(五)　移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とすることとした。（第六七条の二第五項関係）

(六)　(一)から(五)までに定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定めることとした。（第六七条の二第六項関係）